

寄付金と税制の関係法令

共 同 募 金 会			③社会福祉法人として受け付ける寄付金	
寄付金	①共同募金としての寄付金	②共同募金以外の寄付金	ア①及び②以外の寄付金として受入れる寄付金	イ相続又は遺贈により取得した財産
寄付の時期	共同募金運動期間（10月1日～3月31日）であって受配者指定のない寄付金	左記の期間外の寄付金及び期間内であっても受配者指定のある寄付金	随時	
寄付金の使途	社会福祉法第2条にいう社会福祉事業及び更生保護事業法第2条にいう更生保護事業		社会福祉を目的とする事業	
承認の手続き	その年度の各都道府県共同募金会の配分計画に基づき中央共同募金会が財務大臣及び総務大臣に申請し、一括承認される。	当該は配分計画に基づき配分額が同一受配法人に対して100万円以下の場合、当該都道府県共同募金会が審査・承認し、100万円超の場合は、法人税法に係る寄付金及び地方税法に係る個人からの寄付金について中央共同募金会が審査・承認する。		
税制上の優遇措置	法人	法人税—全額損金算入	法人税—別枠損金算入	
	個人	所得税—寄付金控除 所得税—寄付金税額控除 地方税—寄付金税額控除	所得税—寄付金控除	相続税の非課税（相続により取得した財産の全部又は一部を寄付した場合、寄付した相続財産の価格は、相続人の納めるべき相続税の課税価格に算入されない。）
根拠法令	法人	法人税法第37条及び昭和40年大蔵省告示第154号第4号	法人税法第37条及び昭和40年大蔵省告示第154号第4号の2	法人税法第37条
	個人	（所得税） 所得税法第78条及び昭和40年大蔵省告示第154号第4号	所得税法第78条及び昭和40年大蔵省告示第154号第4号の2	所得税法第78条
		（個人住民税） 地方税法第37条の2、第314条の7及び地方税法施行令第7条の17、第48条の9	地方税法第37条の2、第314条の7及び地方税法施行令第7条の17、第48条の9並びに平成2年自治省告示第66号	租税特別措置法第70条